

育成料減免申請について

減免基準に該当する場合に、育成料（時間延長にかかる育成料を含む）が免除もしくは減額される制度があります。

（１）減免の対象

① 育成料が全額免除される場合

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている保護者と同一世帯にある児童
- イ 保護者及び同居の祖父母等、世帯全員の令和5年度市民税所得割が非課税の世帯にある児童
- ウ 各月の1日から休所し、当該月の末日まで1日も通所していない児童（前月の15日までに休所願の提出が必要です。）

② 育成料が2分の1に減額される場合



- ア 保護者及び同居の祖父母等、世帯全員の令和5年度市民税所得割額の合計額が20,100円以下となる世帯にある児童
- イ 当該月の途中（15日以前に限る。）に退所したとき
- ウ 同一世帯において2人以上の児童を入所させている場合の当該児童（そのうちの1人の児童に係る育成料を除く。）
 - ※ 減額の対象は年少の児童以外の児童となります。

（２）申請方法（オンライン申請か郵送申請のどちらかで申請してください。）

オンライン申請

育成料減免申請フォームより申請してください。

※ 令和5年1月1日現在、三田市以外に住民票のあった方は、住民票があった市区町村の令和5年度（令和4年中の所得）の課税証明書または非課税証明書の画像データを貼付してください。

育成料減免申請フォーム（4月入所）	育成料減免申請フォーム（5月以降入所）
 https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/311257	 https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/385745

郵送申請

入所申込書類とあわせて「減免申請書」を提出してください。

※ 減免申請書は三田市ホームページからのダウンロードもしくは窓口での配付となります。

※ 令和5年1月1日現在、三田市以外に住民票のあった方は、住民票があった市区町村の令和5年度（令和4年中の所得）の課税証明書または非課税証明書を添付してください。

※ きょうだいで申込みされている場合は、減免申請書の児童氏名欄に申込みをしている全児童名を記入し、年長の児童の入所申込書類に添付してください。全児童分の提出は不要です。

（例）新3年生と新1年生の申込みを行う場合

- 減免申請書の児童氏名欄には新3年生と新1年生それぞれの名前を記入し、新3年生の入所申込書類に添付（課税証明書または非課税証明書も同様）

（３）減免の開始

申請日が3月末までの場合は4月分から、4月以降の場合は申請があった日の翌月分からとなります。